

認知症カフェ 「ふれあい茶屋」



☎高齡福祉課(☎826-1111 内線2500)

認知症カフェとは、認知症の方やその家族、認知症予防に関心のある方が自由に集えるカフェです。市では、認知症の方の居場所づくりや家族の負担の軽減、また認知症に関する理解の促進などを目的として、市内在住の方が利用できる認知症カフェ「ふれあい茶屋」を市内3か所で開催しています。ぜひご利用ください。

■ふれあい茶屋「おらが里」

日時／毎月第1水曜日 午後1時～3時

場所／新治総合福祉センター

■ふれあい茶屋「さくら」

日時／毎月第3月曜日 午後1時～3時

場所／男女共同参画センター 研修室1

■ふれあい茶屋「笑み気分」※3月で終了

日時／毎月第4金曜日 午前10時～正午

場所／三中地区公民館

どんな活動をしているの？

- ・お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、認知症予防の体操や脳トレーニングゲームなどのレクリエーションを行っています。
- ・認知症やその介護について、参加者との情報交換や専門スタッフとの相談ができます。

申し込みは不要です。開催日にお気軽にお越しください。



認知症カフェを開催してみませんか ～市が開設や運営の支援をします～

市では、認知症カフェをすでに開催している、これから立ち上げたい、運営に興味がある地域の方や法人・団体を対象として、開設や運営の支援を行います。認知症カフェの形態は、地域の方々が主催する「地域型」と、介護事業所などが主催する「専門型」に区分されます。

認知症カフェ「ふれあい茶屋」として市に登録されると、認証マークの交付や市ホームページへの掲載、ボランティアへの協力依頼などの支援を受けることができます。認証要件など、詳しくはホームページをご覧ください。

【認証の主な要件】

人員／

◎**地域型**…キャラバン・メイトまたは市の主催する認知症サポーターフォローアップ研修会を修了した方を1名以上配置

◎**専門型**…医療・福祉系の専門職を1名以上配置

開催場所／市内で、気軽に立ち寄ることができる定期開催が可能な固定の場所

開催回数／1回あたり2時間程度の活動で、年に4回以上

登録方法／窓口または市ホームページにある申請書を高齢福祉課に提出



◀ふれあい茶屋
認証マーク